

相続人多数の遺産分割調停を申立てる方へ

相続人多数の遺産分割調停を申立てる方は、事前に相続人と交渉し、できる限り1の手続を完了した上で、申立時に2の書類を提出してください。

1 相続人の整理(できる限り申立て前に手続きを完了してください。)

事前交渉の結果、手続に協力いただける相続人がいる場合は、以下の手続を検討していただき、できる限り調停の相手方の人数を減らして申立てをしてください。

(1)(申立人への)相続分の譲渡

提出書類：①相続分譲渡証書、②譲渡人の印鑑登録証明書

※ 申立て前に相続分の譲渡が行われた場合、譲渡人は遺産分割の当事者適格を失いますので、当該譲渡人を申立書の当事者欄に記載する必要はありません。ただし、「相続分の放棄」の場合は当該放棄人を当事者欄に記載してください。

※ 申立て後に、裁判所から当事者に対し、申立人への相続分の譲渡や相続分の放棄について働きかけることは、原則としてできません。

(2)(相手方による)申立人代理人への手続代理の委任《申立人に代理人がついている場合》

提出書類：①手続代理委任状、②双方代理についての同意書

2 申立時の提出書類

通常の申立書類に加え、以下の書面を、申立時に提出してください。

① 交渉状況一覧表(別紙の様式で提出してください。)及び疎明資料

② 申立人が希望する分割案(調停条項案)

※ 申立時に提出できない場合は、申立後、速やかに提出して下さい。

※ 事前交渉の結果、相続人の中に、相続分の譲渡の意向を有しているもののやむを得ず上記1の手続が完了していない方がいる場合や、遺産の取得を希望しない旨の意向を有している方がいる場合には、交渉状況一覧表にその旨を記載してください。

※ 事案に応じ、申立人(代理人)のみお呼び出しする期日を設定する場合があります。

相手方多数の事件については、最終的に「調停に代わる審判」(家事事件手続法284条)により終局する事例が多いところ、相手方多数のまま手続を進めると、期日通知や審判書の送達費用が多額となるほか、送達不奏功(住所不備、転居、受領拒絶等)や、手続中の当事者の変動(死亡による受継等)により、手続の終局までに長期間を要することがあります。申立後に相続分の譲渡等が行われ、手続からの排除が必要となった場合は、排除決定の通知等のため、更に費用と時間を要します。

事前交渉によって、できる限り相手方の数を減らして調停を申立てていただくとともに、交渉結果を裁判所と共有し、早期に解決案を提示して手続を円滑に進めることが重要になります。

迅速な手続き進行のため、ご協力よろしくお願いいたします。

(別紙)

交渉状況一覧表

事件番号: 令和 年(家イ)第

号事件

被相続人: ()

令和 年 月 日現在
申立人(代理人): 作成

当事者	氏名	住所	法定相続分	連絡状況	分割についての意向等
申立人					
相手方	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				

【記載例】

(別紙)

申立前は記載不要

交渉状況一覧表

事件番号: 令和●年(家イ)第●●号事件

法定相続分を計算して
分数で記載

連絡が取れた場合は「○」
取れなかった場合は「×」
を選択

被相続人: ●● ●●

令和●年●月●日現在
申立人代理人: ●●●●作成

当事者	氏名	住所	法定相続分	連絡状況	分割についての意向等
申立人	×× ××	大阪市…	1/2		全て現物取得希望
相手方	1 ▲▲ ▲▲	大阪府…	1/32	○	法定相続分相当額の代償金希望
	2 ■■ ■■	東京都…	1/32	×	連絡文書を送付したが、応答なし
	3 ○○ ○○	京都府…	1/128	○	遺産取得を希望しない
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				